2　総合的な環境施策の推進

今日の環境問題を解決するためには、社会経済活動のあり方や日常のライフスタイルそのものを見直し、循環を基調とし、環境負荷の少ない持続可能な社会へと転換することが求められています。

このため、本市・事業者・市民の協働により、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

○　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

（平成11年3月制定）

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図るため、環境の保全及び創造に関する基本理念や本市・事業者・市民の責務、施策の基本方針を定めたものです。

○　広島市環境基本計画

（平成13年10月策定）

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第34条の規定に基づいて、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現する部門計画として位置づけています。

○　地球にやさしい市民行動計画

（平成8年3月策定）

本市・事業者・市民が、同じ地球上に住む一人の地球市民としての自覚を持ち、それぞれの立場で地域において地球環境に配慮した行動を率先して実行するための指針として策定したものです。

○　環境影響評価（環境アセスメント）制度

（１）広島市環境影響評価条例

（平成11年3月制定）

土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表してこれに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とするために定めたものです。

（２）広島市環境影響評価審査会

（平成11年5月設置）

「広島市環境影響評価条例」第36条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として設置したものです。

委員の任期は2年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は指定することとしており、平成13年度末現在で16名が委員に就任しています。

（３）環境影響評価制度の運用状況

条例施行後、出島埋立地区廃棄物処分場設置事業及び安佐南工場建替事業について環境影響評価の手続きを行っています。

○　ひろしま西風新都環境管理指針

（平成元年３月策定）

本市の中心部から5～10㎞の距離に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約4,570haに、本市が飛躍･発展するための先導的開発地域として位置付け、人口10万人規模の「住み」「働き」「学ぶ」「憩う」という複合的な機能を備えた都市拠点「西風新都」を、行政、民間開発事業者、地域住民が適切な役割分担と協力関係のもとに、建設しています。

この管理指針は、西風新都の環境の現状を踏まえ、この地域のまちづくりを行っていくにあたって、環境面から各種の計画を調整し、望ましい地域環境へと誘導するために策定したものです。

○　広島・呉地域公害防止計画

環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域等において、地球環境の保全をも視野においた総合的な公害防止施策を講じるための計画です。

広島地域では、「広島･呉地域公害防止計画」として、昭和50年度から平成11年度まで、5年の計画期間ごとに5期実施され、平成12年度から16年度までの第6期公害防止計画では、新たな課題として、「廃棄物・リサイクル対策」が加えられました。

○　広島市環境審議会

（平成12年1月設置）

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第39条の規定に基づき、市長の附属機関として設置したものです。

この環境審議会は市長の諮問に応じ、①環境基本計画に関すること、②環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、平成13年度末現在で22名が委員に就任しています。

○　広島市環境調整会議(庁内会議)

（平成12年１月設置）

環境の保全及び創造に関する本市の施策について、総合的に調整・推進するために設置したものです。

この会議は①環境局担任助役を会長、その他の助役を副会長及び各局長等を委員とする「会議」、②会議の円滑な運営を図るため、環境局次長を幹事長、環境局参事を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とし、会議の下に置かれる「幹事会」、③必要に応じて、幹事会の事務の補佐や個別の事項について調査検討を行うため設置される「分科会」から構成されています。

広島市環境基本計画の進捗状況について

広島市環境基本計画の実効性を高めるため、計画の中で設定した「数値管理指標」によって、この計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、点検・評価し、その結果をフィードバックさせていきます。

＜数値管理指標＞
○水質汚濁に関する環境基準の達成状況
○低公害車の登録台数　○公共下水道の普及率
○ごみの排出量　○一人当たりの公園緑地面積
○新エネルギー導入状況　○ISO14001 規格認証済事業所数
など 40 項目

また、これらの内容については、広島市の環境（環境白書）、広島市環境局ホームページ等で公表していきます。

③環境アセスメントに参加してみましょう！